

飛鳥交通事件 原告弁護団声明

2026（令和8）年7月29日

飛鳥交通事件原告弁護団

飛鳥交通株式会社ほか同グループ各社（以下「被告各社」という。）において乗務員として勤務しているまたは勤務していた原告ら133名が、被告各社を被告として、2022年11月の東京特別区・武三地区のタクシー運賃改定を契機に被告各社が行った歩合給の計算方法を不利益に変更する就業規則変更（以下「本件不利益変更」という。）の効力を争って過去の賃金計算方法との差額の支払いを求めた裁判について、本日、東京地方裁判所民事第11部合議甲B係（上村考由裁判長）は、本件不利益変更が労働契約法10条に違反して無効であると判示し、原告らの賃金請求を認容する判決を言い渡した（以下「本判決」という。）。

東京特別区・武三地区のタクシー会社は250社以上存在しており、本判決は、弁護団が把握する限り、2022年11月のタクシー運賃改定を契機とした歩合給引き下げに対する判断を示した初めての判決であるとともに、運賃改定を契機とするタクシー乗務員の歩合給の引き下げを内容とする就業規則変更にあたって「高度の必要性」が要求されると判断し、就業規則変更を無効とした判決である点で画期的である。

また、運賃改定にあたって国土交通省関東運輸局は、運賃改定の前後で乗務員の歩合率を維持させることを求めているところ、本判決は、歩合率自体の引き下げ自体を行わずに歩合率を乗じる対象となる営業収入に1未満の係数を乗じるというスライド賃下げの手法を無効としたという点でも全国的な影響が大きいものといえる。

弁護団としては、本判決において、運賃改定による増収があり賃金がおおむね増加していることを根拠として原告らが受けた不利益が比較的小さなものととどまるとしている点については看過することができないが、他方において、原告によっては賃金減額幅が10万円を超えていることを指摘しつつ経済的な不利益の程度は決して軽視できるものでないとしつつ、本件不利益変更の必要性に疑義があること、変更の相当性を具体的に立証していないこと、労使交渉が誠実に行われていないこと

を指摘し、本件不利益変更の効力を否定した点は高く評価したい。

以上の点から、本判決は全国的な影響が大きいものであり、先例としての価値の高いものである。

私たちは、被告らに対し、本判決を重く受け止め、控訴せずに本判決を確定させるとともに、原告らを含むタクシー乗務員の賃金計算方法を本件不利益変更前の計算方法へただちに戻し差額賃金をすべて支払うよう求める。加えて、私たちは、今後も、東京特別区・武三地区における運賃改定を契機とした労働条件の不利益変更を行わず、ノースライドを貫徹することを求める。

以上